

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化 (米国からの入国者に対する検疫強化)

2020年03月23日

在シアトル日本国総領事館

1. 日本政府は、米国からの入国者に対する検疫強化策を次のとおり決定しました。

「米国全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請する。本件措置は、3月26日午前0時(日本時間)以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。」

2. 本件措置の対象となる方は、以下につき留意願います。

(1) 米国から來航する航空機等で入国する全ての方(日本人を含む。入国目的を問わない)について、健康状態に異状のない方も含め、検疫所長の指定する場所(自宅、ホテルなど)で入国の次の日から起算して14日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないことをお願いすることになります。

(注) 公共交通機関には以下が含まれます。

通常、運賃を払えば誰でも利用でき、不特定多数が同乗し得る交通手段(航空機(国内線)、船、バス(ホテルの巡回バスを含む)、電車、タクシー等)。なお、レンタカーや私用車(家族・友人の車等)は問題ありません。

(2) 航空機等に乗る前に、以下について確認をお願いします。

- 前記の要請がなされることを前提として、入国後の旅程に支障がないこと。
- 入国前にご自身で入国後14日間の滞在先(特に、外国人の場合は、自宅がないので、宿泊施設)を確保していること。
- 空港からその滞在先まで移動する手段(公共交通機関以外)を確保していること。

(注) 宿泊にかかる費用については本人負担となります。

(注) 入国空港から待機場所までの移動には、公共交通機関を利用できませんので、移動手段(自家用車、レンタカーなど)の確保を事前に行っていただく必要があります。移動手段がない場合、渡航者自ら空港周辺の宿泊施設等を確保し、そこで待機いただくこととなります。

3. 本件措置は既に以下の指定の流行地域(国・地域)を対象に実施されています。

※指定の流行地域(国・地域)

韓国、中国(含む香港、マカオ)、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、イラン、エジプト

4. 詳しくは、厚生労働省にお問合せください。また、次頁のFAQもご参照ください。

(海外から) 電話 +81-3-3595-2176 ※日本語、英語、中国語、韓国語に対応

Q & A

問1 検疫強化対象地域を出発し、別の国を経由して日本にきた航空機・船舶に搭乗してきた方は対象になりますか？

原則として対象となります。入国した日の過去 14 日以内に検疫強化対象地域に滞在歴(対象国として追加された日以降の滞在歴)がある方、又は検疫強化対象地域として追加された日にかかわらず、入国した日の過去 14 日以内に入管法に基づく入国制限対象地域(下記リンク参照)に滞在歴のある方は検疫所でその旨を申し出て下さい。

http://www.moj.go.jp/EN/nyuukokukanri/kouhou/m_nyuukokukanri01_00003.html

問2 検疫強化対象地域以外の地域を出発し、検疫強化対象地域を経由して日本にきた航空機・船舶に搭乗してきた方は対象になりますか？

原則として対象となります。

問3 検疫強化対象地域を出発し、日本を経由してその他の国に出国する航空機・船舶に搭乗する場合、日本滞在中において14日間の検疫所長が指定する場所での待機要請の対象となりますか？

経由地の日本で入国手続きをしない場合、対象とはなりません。また、日本で入国手続きをする場合は、日本滞在中は検疫所長が指定する場所での待機や公共交通機関の不使用が要請されますが、14 日間の経過を待たずに出国することは可能です。

問4 空港近くのホテル・旅館への移動であればホテル手配の車両に乗ってもよいでしょうか？

不特定多数が乗車する乗り物は避けてください。

問5 空港からホテルまでの距離の指定はありますか？

距離の指定はありません。公共交通機関を使わずにホテルまで移動するのであれば、空港から離れたホテルでも問題ありません。